

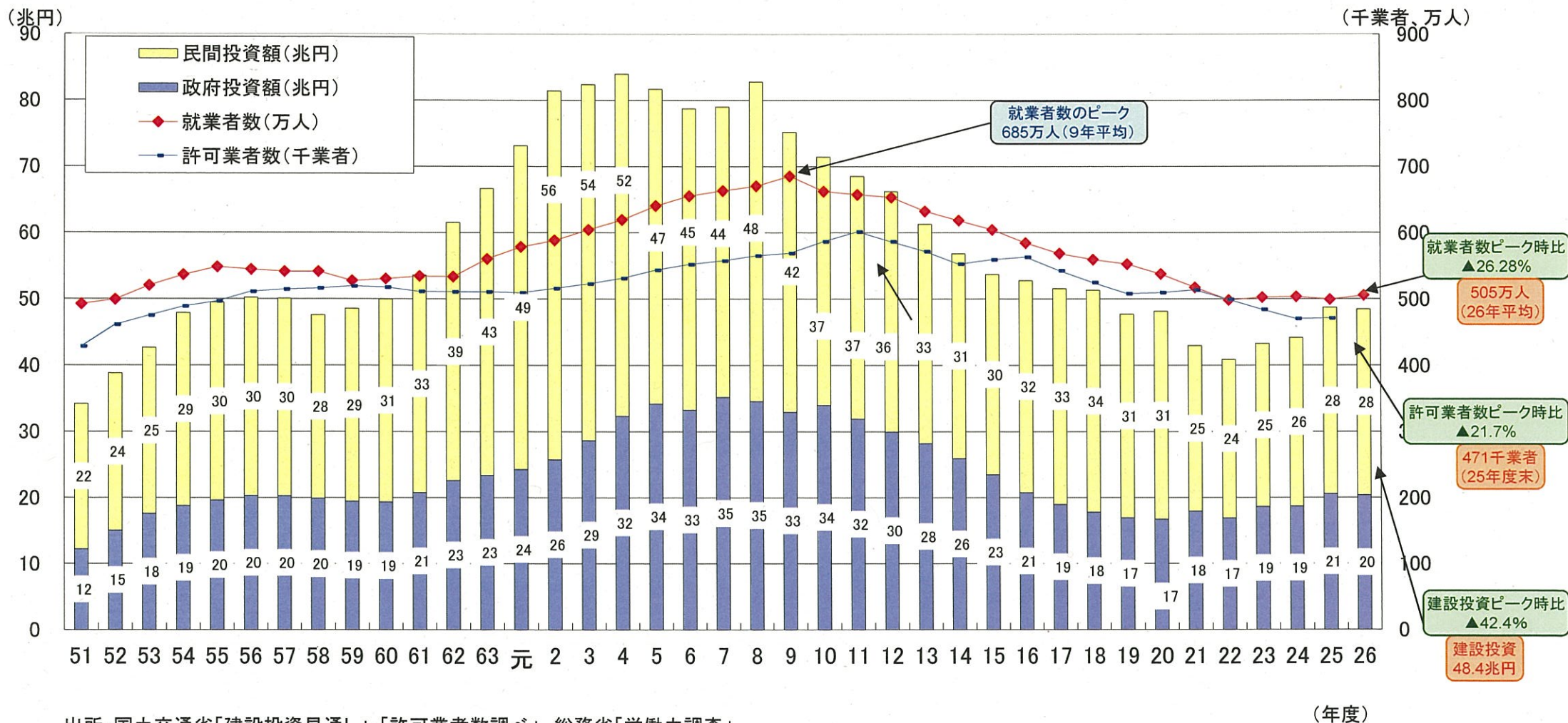
国土交通省における 人材確保・育成に関する取り組みについて

平成27年3月11日(水)

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、26年度は約48兆円となる見通し（ピーク時から約42%減）。
- 建設業者数（25年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約22%減。
- 建設業就業者数（26年平均）は505万人で、ピーク時（9年平均）から約26%減。



出所：国土交通省「建設投資見通し」、「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成23年度まで実績、24年度・25年度は見込み、26年度は見通し

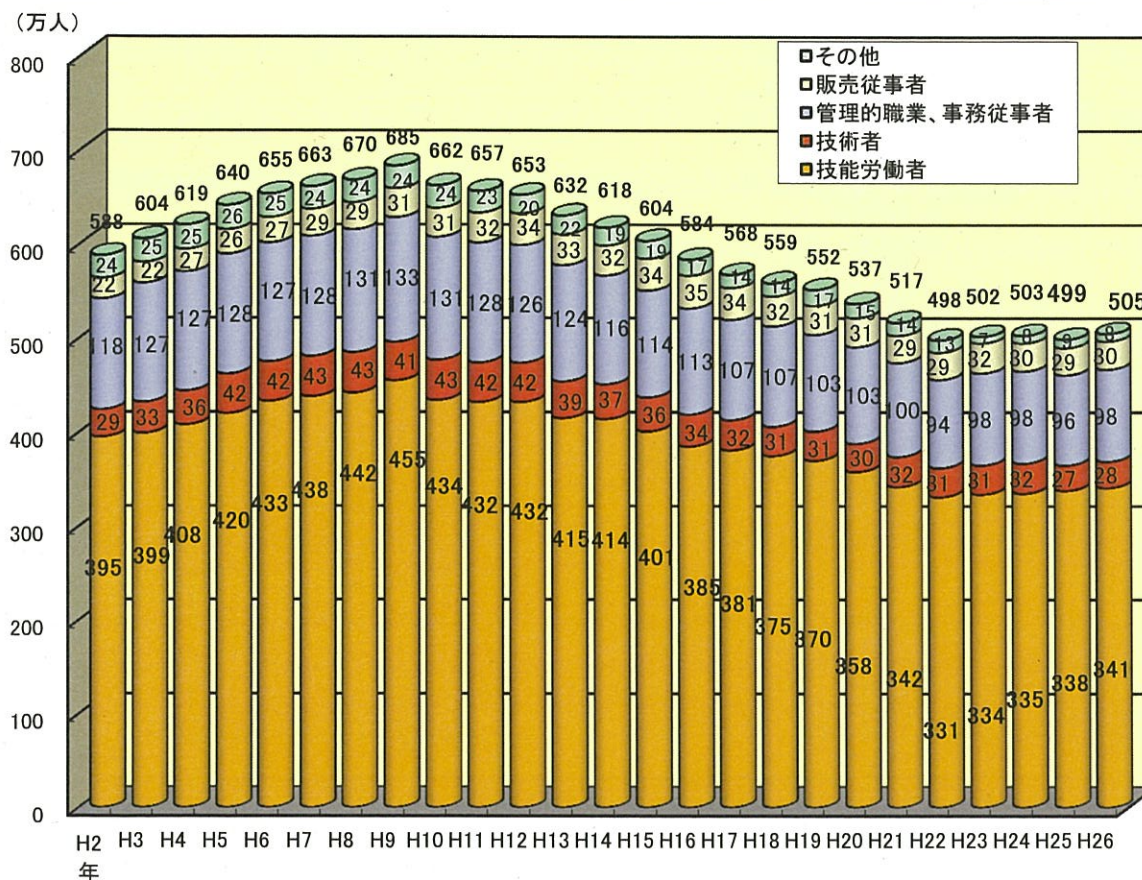
注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状

技能労働者等の推移

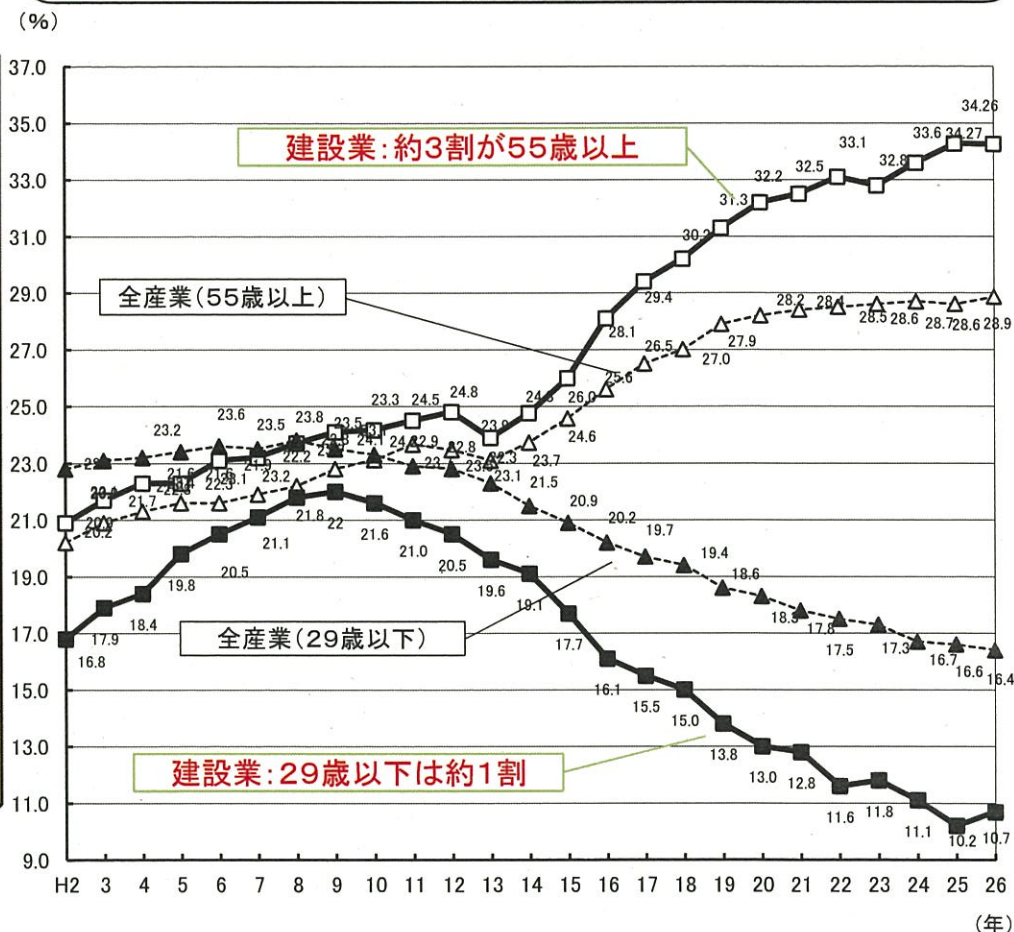
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 505万人(H26)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 28万人(H26)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 341万人(H26)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成25年と比較して55歳以上が約2万人増加、29歳以下が約3万人増加(平成26年)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

- 建設投資の急激な減少により、ダンピング受注や下請企業のしわ寄せ等が横行し、離職者の増加、若手入職者の減少といった構造的な問題が発生。
- 復興事業やオリンピック・パラリンピック東京大会による当面の一時的な需要に対応しつつ、2020年以降も見据え、官民一体となって総合的な人材確保・育成策を講じる。

＜中長期的視点に立った総合的な人材確保・育成対策の推進＞

1. 技能者の処遇改善の徹底

■ 適切な賃金水準の確保

- 公共工事設計労務単価の適切な設定等

■ 社会保険等未加入対策の強化

- 直轄工事で、本年8月から元請と一定の一次下請を加入業者に限定

■ 適切な工期・工程等により計画的な休日取得の実現へ

■ ダンピング対策の強化

- 全ての地方公共団体で、最低制限価格、低入札価格調査制度を導入・活用(平成28年度達成を目標)

2. 誇り(若手の早期活躍の推進)

- 優秀な若手に技術検定の受験資格を早期に付与
- 若手技術者の登用を促すモデル工事の実施
- 若手技能者を対象とする新たな顕彰制度を創設

3. 将来性(将来を見通すことのできる環境整備)

- 防災対策や老朽化対策等の事業の中長期的な見通しの確保
- 公共事業予算の安定的・持続的な確保

4. 教育訓練の充実強化

- 富士教育訓練センターの改築等、ハード・ソフト機能の充実強化

5. 女性の更なる活躍の推進

- 官民挙げた行動計画を策定
- 女性の登用を促すモデル工事の実施

一
体
と
し
て
推
進

+

6. 建設生産システムの省力化・効率化・高度化

- 発注者・元請・下請等関係者のパートナーシップのもとで、

建設生産のムリ・ムダ・ムラの排除等による建設生産システム
全体の生産性向上、関係者の適正な利潤の確保等を図る

① 現場の省力化・効率化

- 新技術・新工法等の開発・活用促進
- 発注見通しの統合、施工時期の平準化、適正工期の設定
- 技術者等の効率的活用

② 重層下請構造の改善

- 行き過ぎた重層化の回避
- 技能者の雇用形態の明確化(常時雇用・月給制・週休2日)
- 適正な元請下請関係の促進

品確法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法^{※1}」を中心に、密接に関連する「入契法^{※2}」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布) ※1:公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正 (H26.6.4施行)

■基本理念の追加：**将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等**

基本理念を実現するため

■発注者の責務(予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な設計変更等)を明確化

■事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正

基本方針 (H26.9.30閣議決定)

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

運用指針

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

- ダンピング対策の強化(入札金額内訳書の提出)
- 公共工事の適正な施工(施工体制台帳の作成・提出範囲の拡大)

適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

- 低入札価格調査制度等の適切な活用 of 徹底、歩切りが品確法に違反すること、社会保険等未加入業者の排除等について明記

- 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業は公布から2年以内に施行)

- 建設工事の担い手の育成・確保(建設業者団体や国土交通大臣の責務)
- 適正な施工体制確保の徹底(解体工事業の新設、暴力団排除の徹底)

建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

- 技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

- 経営事項審査で若手技術者等の確保状況や機械保有の状況等を評価
- 主任技術者の資格要件の緩和 等

平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

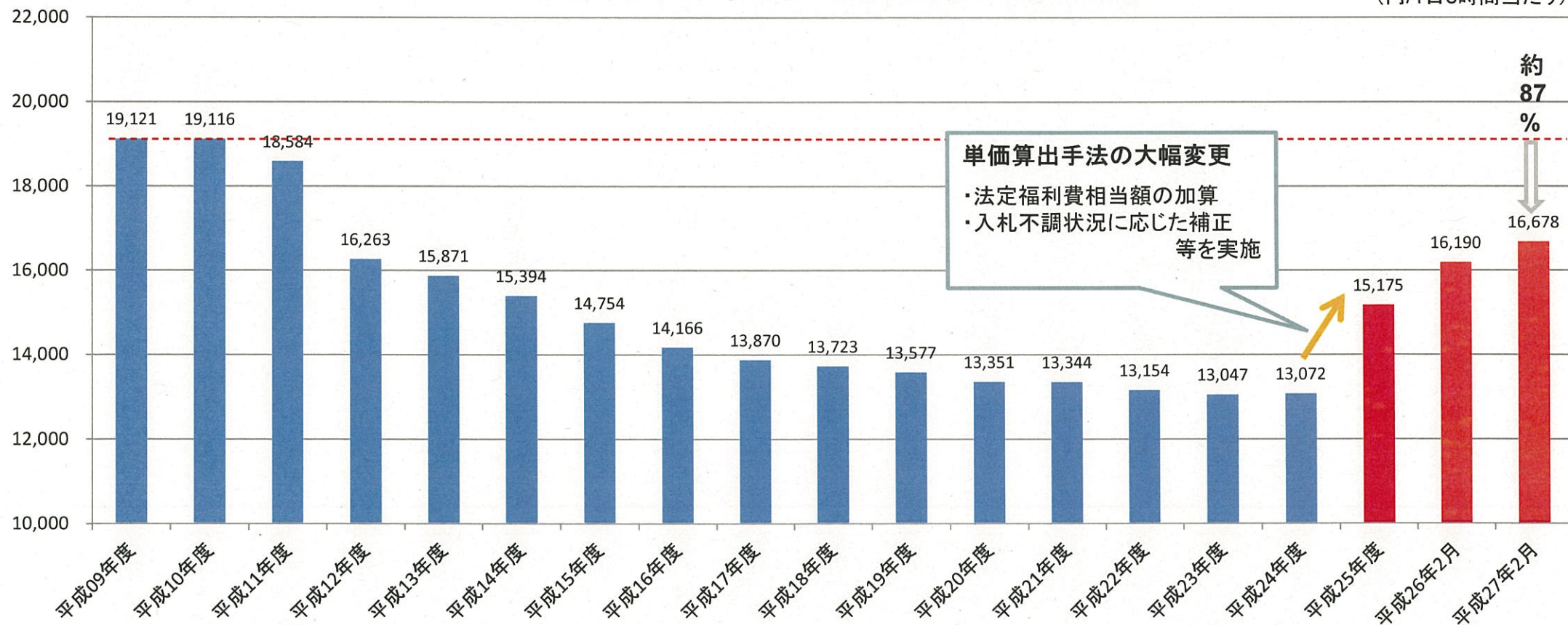
- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映** (昨年度に引き続き改訂を前倒し)
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)

➡ **全職種平均** 全 国 (16,678円) 平成26年2月比; **+4.2%** (平成24年度比; **+28.5%**)
 被災三県 (18,224円) 平成26年2月比; **+6.3%** (平成24年度比; **+39.4%**)

※ 被災三県における単価の引き上げ措置 (継続)

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移

(円/1日8時間当たり)



注1) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値にて表示。加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

技能労働者の処遇改善に向けた取組

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成25年3月29日付け国土入企第36号)

- 平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引き上げを受け、建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底等を要請(通知)

太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請 (平成25年4月18日)

出席者

【国土交通省側】太田国土交通大臣、鶴保国土交通副大臣、松下国土交通政務官 他

【建設業団体側】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

大臣発言のポイント

- 設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。



建設業団体の対応(抄)

日本建設業連合会

- 4月25日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月18日 下請企業に対して、労務賃金の改善の要請、労務賃金の状況調査の実施などを決定(理事会)

全国建設業協会

- 4月26日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月26日 適正な公共事業の執行についての取組の強化等を決定(理事会)

全国中小建設業協会

- 5月29日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 8月12日 更なる周知徹底、市町村の現状把握等を決定(正副会長会議)

建設産業専門団体連合会

- 6月4日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(通常総会)

「太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請」フォローアップ会合(平成25年10月23日)

- 高木国土交通副大臣より建設業団体あて、適切な賃金の支払い等の要請
- 今後も技能労働者の適切な賃金水準の確保等に向けて取組を加速化することを確認

建設産業活性化会議(平成26年1月30日)

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成26年1月30日付け国土入企第28号)

- 高木国土交通副大臣より建設業団体あて、適切な賃金の支払い等の要請
- 建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等を要請(通知)



技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成27年1月30日付け国土入企第26号)

- 建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等を要請(通知)

建設産業活性化会議(平成27年2月12日)

- 北川国土交通副大臣より建設業団体あて、適切な賃金の支払い等の要請



社会保険等未加入対策の全体像

現状

○ 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在

【企業別】3保険ともに加入している割合 **90%**

【労働者別】元請**80%**、1次**60%**、2次**51%**、3次**49%**

<H25.10公共事業労務費調査>

課題

○ 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な**技能の承継が困難**に。

○ 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という**不公正な競争環境**。

推進協議会の設置 (第3回 H25.9.26実施)

保険加入促進計画の策定

ダンピング対策

行政による チェック・指導

<H24.7~>

○ 経営事項審査における減点幅の拡大

<H24.11~>

○ 許可時・経審時に加入状況を確認・指導
○ 立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導
○ 指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に

直轄工事における対策

<H26.8~>

○ 社会保険等未加入建設企業に対する指導監督を強化
○ 元請企業及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請企業を社会保険等加入企業に限定

下請企業への指導 (下請指導ガイドライン)

<H24.11~>

- 協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。
- 下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。
- 2次以下についても、確認・指導。
- 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。等

法定福利費の確保 (直轄工事の予定価格への反映、標準見積書の活用)

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

<公共(直轄)発注者>

- ① 現場管理費率式(土木)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。

<元請企業>

- ② 発注者に対し、必要な費用を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を行うよう要請。
- ③ 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提出を求めるとともに、提出された場合、これを尊重。

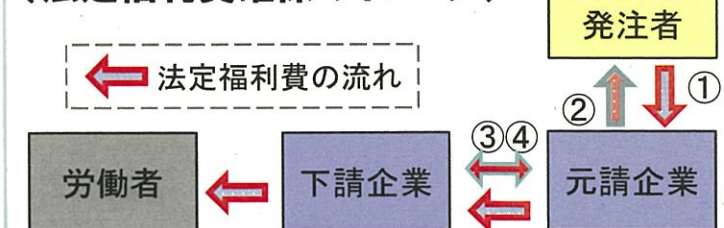
<下請企業(専門工事業者)>

- ④ 法定福利費が内訳明示された標準見積書(専門工事業団体作成)を活用等して元請企業に見積提出。

<民間発注者>

- 主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んだ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。

(法定福利費確保のイメージ)



目指す姿

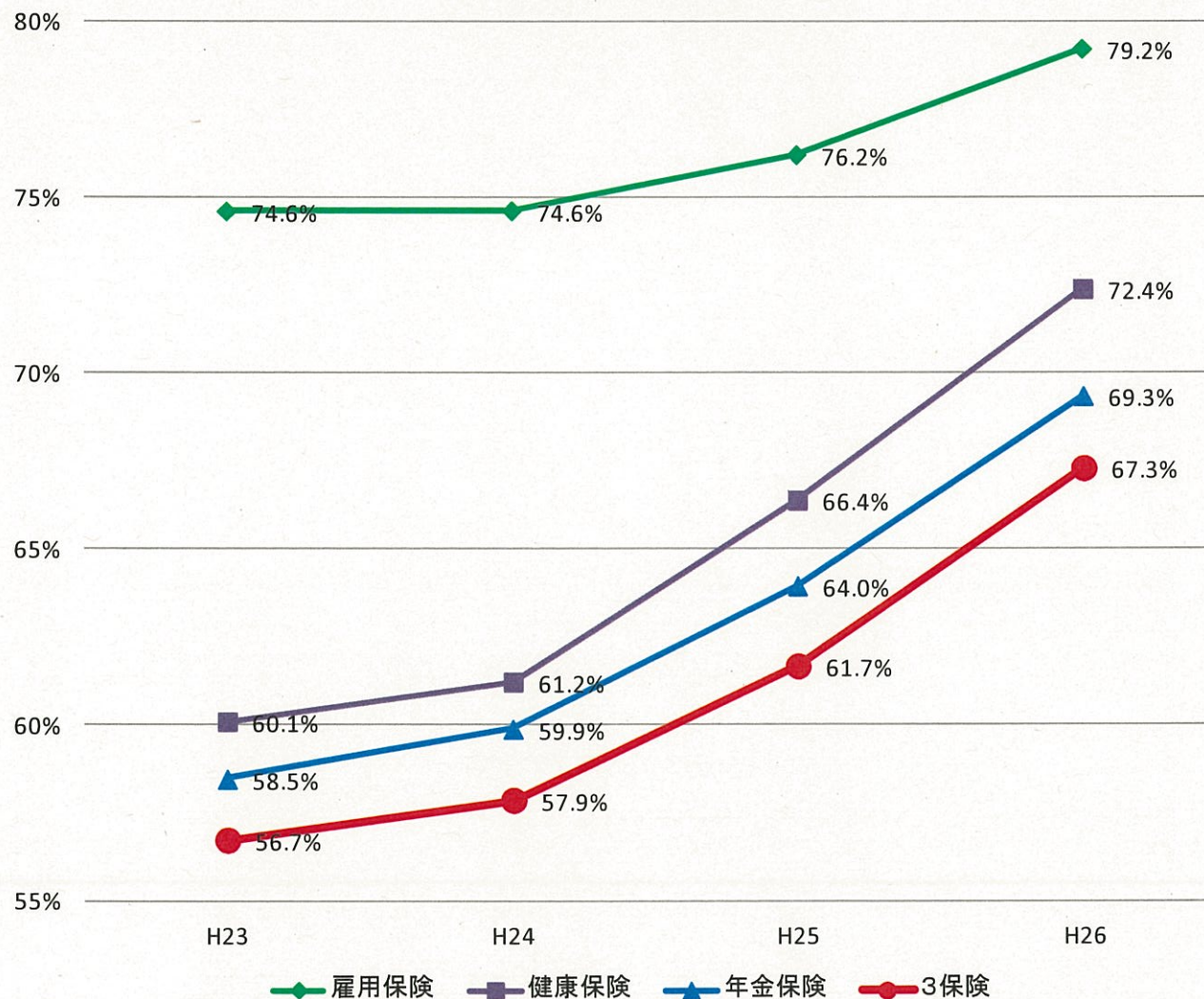
実施後5年(平成29年度以降)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
- を実現

社会保険等の加入状況(公共事業労務費調査より)【速報値】

〇3保険とも加入している技能労働者は、H25. 10調査から約5. 6ポイント上昇。(速報値)

社会保険加入率の推移



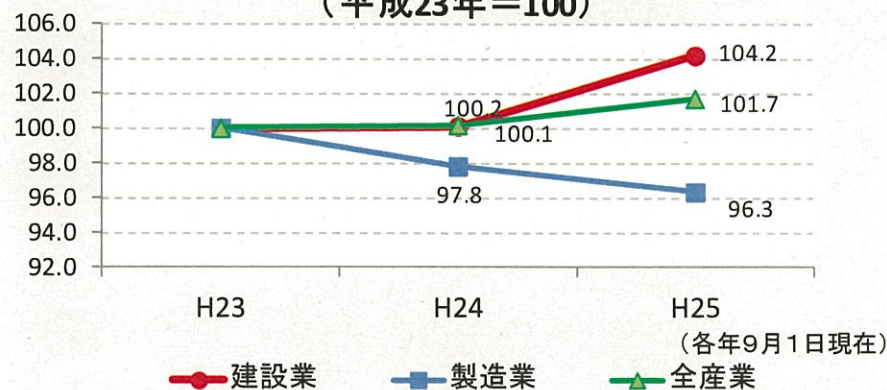
※平成23年10月、平成24年10月、平成25年10月及び平成26年10月公共事業労務費調査結果
※平成26年10月調査は速報値

「厚生年金保険」「雇用保険」の適用事業所数・被保険者数の推移

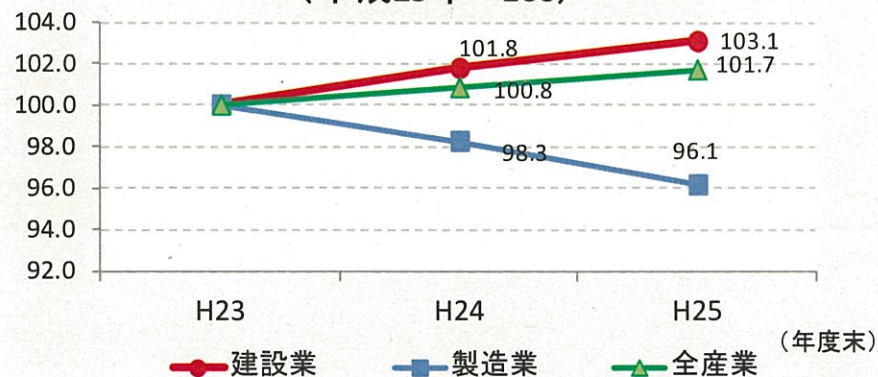
○ 厚生年金保険及び雇用保険の適用状況をみると、適用事業所数・被保険者数ともに増加している。

適用事業所数

厚生年金適用事業所数の推移
(平成23年=100)

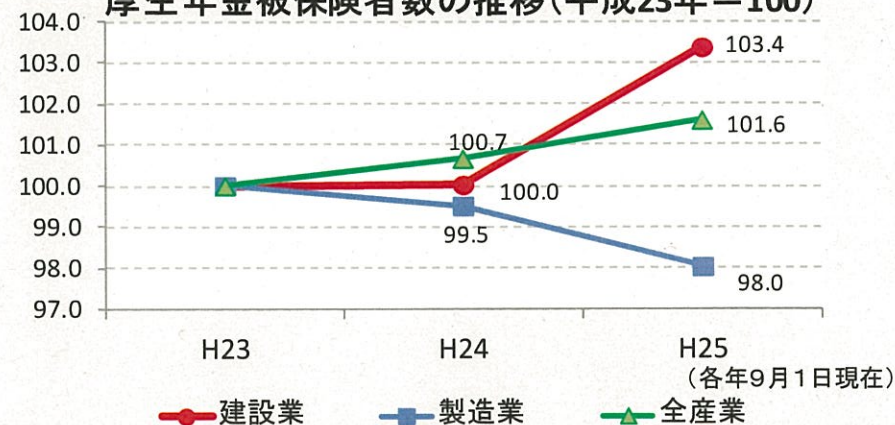


雇用保険適用事業所数の推移
(平成23年=100)

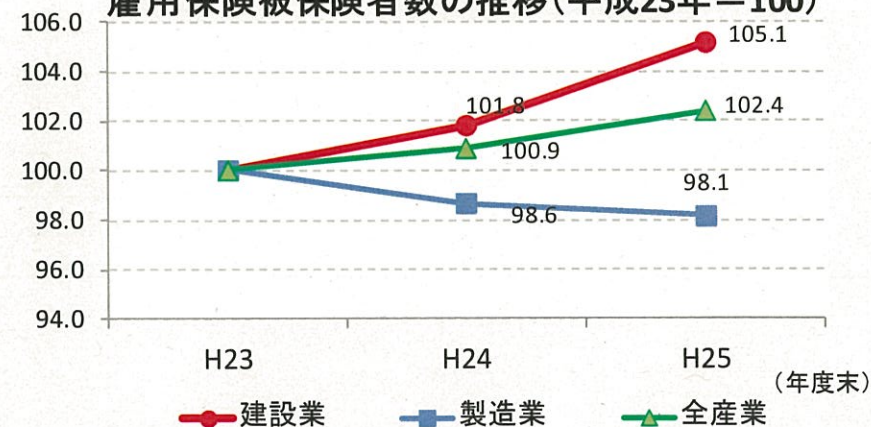


被保険者数

厚生年金被保険者数の推移(平成23年=100)



雇用保険被保険者数の推移(平成23年=100)



1. 法定福利費の確保に向けた対応

- 内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示させる(下請企業が再下請に出す場合も同様)

- 提出された見積書を尊重し、他の費用との減額調整を現に慎むこととする

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂(平成26年度内に改訂予定)

- 法定福利費を内訳明示した見積書作成のポイント(仮称)の作成

平成26年度

- 元下間での法定福利費の確実な移転に向けた取組

- ・ 法定福利費を内訳明示する能力向上を図るため、建設業会計に関する研修(原価管理等)を実施
- ・ 別枠支給、事後精算等の方策について、法令改正や請負契約における措置等の幅広い観点から検討

平成26年度・27年度

2. その他の対応

- 全ての下請企業を適切な保険に加入に限定したモデル工事の実施

- 施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、下請企業と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂(平成26年度内に改訂予定)

- 施工体制台帳の一層の活用促進

- ・ 施工体制台帳について、公共工事については3,000万円以上の下請契約で作成・提出を義務付けていたところ、平成27年4月1日より、全ての工事について作成・提出を義務付ける予定。

平成27年度

- 社会保険未加入対策に関するQ&Aの作成、周知用リーフレットの作成

- ・ 社会保険未加入対策等に関するQ&Aを作成し、ホームページで公表
- ・ 高齢者の年金加入に関するメリット等に関するリーフレットを作成

平成26年度

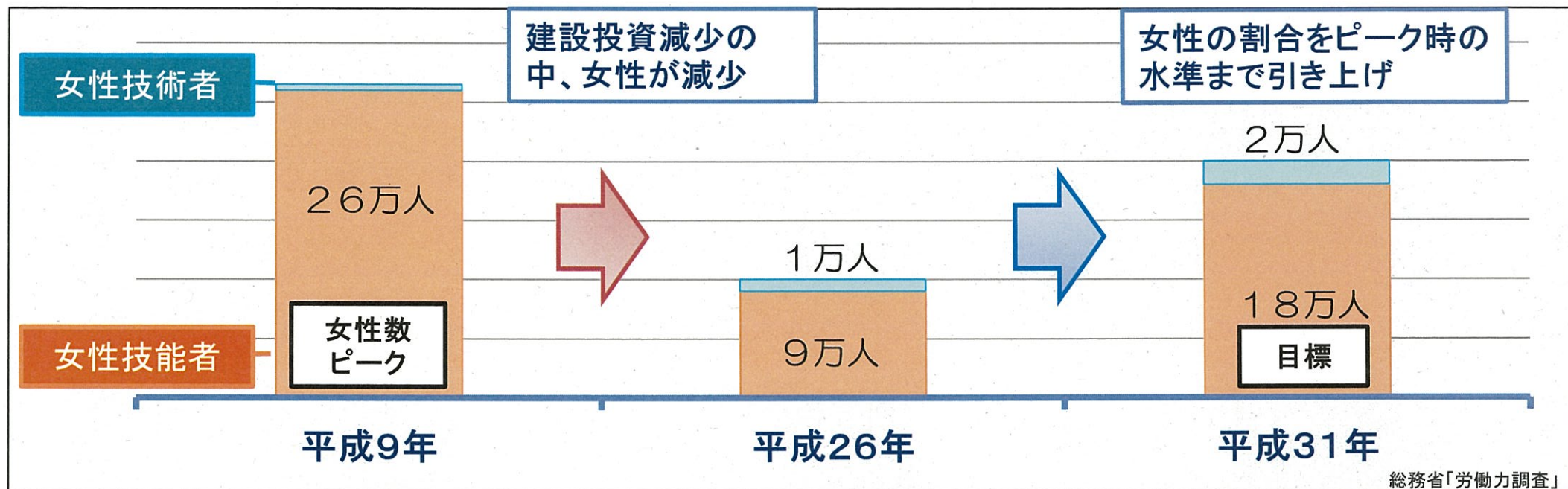
- 一人親方の労働者性・事業者性の判断基準を周知(パンフレット作成)

- ・ 平成25年3月に策定したリーフレットを活用した更なる周知徹底(簡易版の作成等)

平成26年度

➡ 上記は現時点での施策であり、この他にも、必要な施策に取り組んで行く

女性技術者・技能者を5年で倍増



	以前	直近	将来
女性技術者	平成10年頃から女性技術者の採用を本格化 (統計上把握可能なのは平成12年以降)	最近では女性技術者も増加 ※大手5社では新卒採用(技術者)の約1割が女性	<u>女性技術者数を過去最高に</u>
女性技能者	以前は今よりも多くの女性技能者が活躍(約6%)	建設投資急減の中、 <u>ピーク時の1/3に減少</u> 。(約3%)	<u>女性技能者の割合を最高比率へ引き上げ(約6%)</u> ¹¹

女性の活躍が、更なる活躍を生む『好循環』へ

- 建設業で活躍する女性技術者・技能者（”ドボジョ”,”けんせつ小町”）の「5年で倍増」を目指し、平成26年8月22日に、官民挙げた「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を策定
- 建設業における女性の更なる活躍の推進に向けて、官民一体となった取組をスタート

建設業に意欲を持ち、 入職する女性を増やす

○業界団体が数値目標を設定 採用や登用を促進

業界挙げて女性の採用や登用を促進

※(一社)日本建設業連合会(日建連)が、行動計画に併せて、数値目標(会員企業は、5年で技術系女性社員の比率を倍増等)を発表

○小・中学校等、学校現場と 連携したPR

建設業の魅力、やりがいを知ってもらう情報発信



建設業で働き続ける

○女性が働きやすい現場を ハード面から環境整備

現場のトイレや更衣室等、現場の労働環境の整備（積算上で配慮）
【来年度以降】

○女性のための教育訓練の充実

富士教育訓練センターにおいて女性対象コースの開設 【H26.11】

同施設に女性用の宿泊棟を整備【H26年度内に契約予定】



女性の更なる活躍と向上

○女性技術者の登用を促す モデル工事の実施

直轄工事のモデル工事について、11件公告済、9件契約済
【H26年度内に複数件実施予定】

○活躍する女性を表彰

建設マスター等で女性を表彰
【H26年度より女性枠を創設(H26.10.10に女性5人を表彰)】



情報発信

○女性向け情報ポータル サイトを創設

女性に役立つ情報を一元的に発信
【H26.9.30 創設】

○愛称決定「けんせつ小町」

日建連が愛称を公募。「けんせつ小町」に決定。【H26.10.28 大臣へ報告】



全国に広げる

○女性の活躍に地域ぐるみで取り組む活動を支援

→全国へ展開

企業、団体、地方自治体等が、ネットワークで女性の活躍を支える活動を支援
【平成27年度政府予算案(50百万円)】

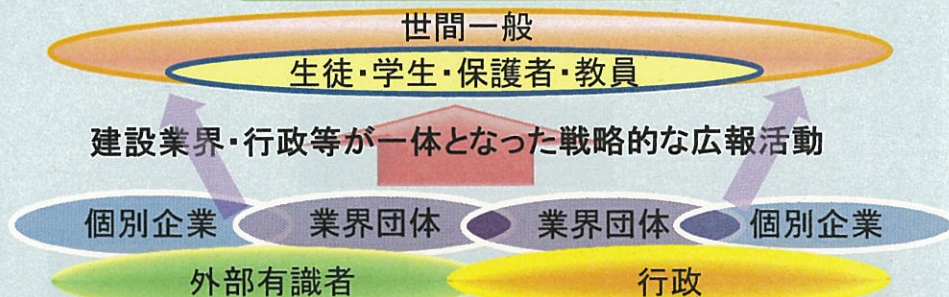


建設産業における戦略的広報の展開について

1 建設産業戦略的広報推進協議会概要

- 従来の企業・団体による個別的な広報活動から、業界・外部有識者・行政が一体となって推進する戦略的広報活動の具体化を促進すべく、平成25年8月に建設産業戦略的広報推進協議会を設置。[事務局：(一財)建設業振興基金]
- 平成25年12月の総合ホームページ開設を皮切りに、建設産業に対する世間一般のイメージ向上や入職が期待される若者へのアピールに資する取組を強化。

目指す取り組みのイメージ



2 活動状況

総合ホームページの開設

キャッチコピーの決定

総合ホームページの充実

情報発信の強化

- 平成25年12月24日開設
総合ホームページ名称：「**建設現場へGO！**」
-見る、知る、働く、建設産業のJobポータル-
⇒URL: <http://genba-go.jp>



- 第2回協議会(平成25年10月)
キャッチコピー決定。「**未来をつくる君たちへ**」

ロゴマークの決定

- 第4回協議会(平成26年2月)
当該キャッチコピーを用いた
ロゴマークのデザインを一般
公募で決定。



- 平成26年8月就職支援コンテンツ拡充
「**建設業で働くための18歳のハローワーク**」
(提供：建設産業人材確保・育成推進協議会
[事務局：(一財)建設業振興基金])
- 平成26年9月女性活躍応援コンテンツ拡充
「**建設産業で働く女性がカッコイイ**」



- 若者向けの入職促進に資する情報発信の質量拡充
各地域の建設産業団体等と連携し、各地の広報コンテンツを『建設現場へGO！』を通じ継続的に掲載・発信。
- 各ブロックや地域レベルでの同種の協議会設置に向けた働きかけを推進し活動エリアの拡大を図る。

「子ども霞が関見学デー」への参加

- 「子ども霞が関見学デー」
→例年夏に小・中学生を対象とし府省庁等で開催。
- ものづくりの素晴らしさを体験してもらうと同時に、建設業の社会的な役割を理解してもらうため、建設機械の操作体験や左官職人体験等、新たに体験型プログラムを実施(平成26年8月)



【平成26年度開催の様子】

工業高校キャラバン

- 業界・外部有識者・行政が一体となって工業高校生にface to faceで直接語りかけ交流するプログラム(工業高校キャラバン)を計画。
- 平成26年10月末から年末にかけて関東の複数校を対象としスタート。

広報イベントの推進

建設産業担い手確保・育成コンソーシアムについて

- 建設産業の担い手確保・育成について、実績、知見、能力を有し、今後の担い手確保・育成を推進していく意志を有する者によるコンソーシアムを立ち上げ、地域における総合工事業団体、専門工事業団体、教育訓練機関、教育機関等による入職促進、定着、育成に資する事業を支援
- 事業推進に当たっては「アクションプログラム」を策定し、建設業振興基金に設置された「担い手育成基盤整備基金（ソフト事業分）」を活用し、地域連携ネットワークの構築に要する経費など平成26年度から5ヶ年を目途に支援。

主な事業内容

※平成26～27年度に実施する主な事業（地域のニーズに応じ、順次支援メニューを充実）

○地域連携ネットワークの構築

都道府県単位で、総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校、教育機関、地方公共団体等による担い手確保・育成体制の構築を支援（平成27年度までに15件程度を目標）

○以下の取組を通じ、地域連携ネットワークの構築・充実を支援

1. 教育訓練等基盤の充実・強化

(1) 訓練プログラム・教材等の整備

・当面、入職前の若年者、初任者、工業高校等教員等を対象に、ニーズに応じた訓練プログラム・教材等を整備

(2) 講師の発掘・育成

・全国の講師情報を収集して講師DB（人材バンク）を構築し、関係者間で共有、富士教育訓練センターで講師養成コースを設置

(3) 人材確保・育成に関する情報収集・発信及び提案

・各地域における担い手確保・育成に資する優良事例の収集・情報発信、人材確保・育成に資する取組の地域への提案等

(4) 若年者の入職促進に向けた戦略的広報の推進

2. 各地域の職業訓練校間のネットワークの構築

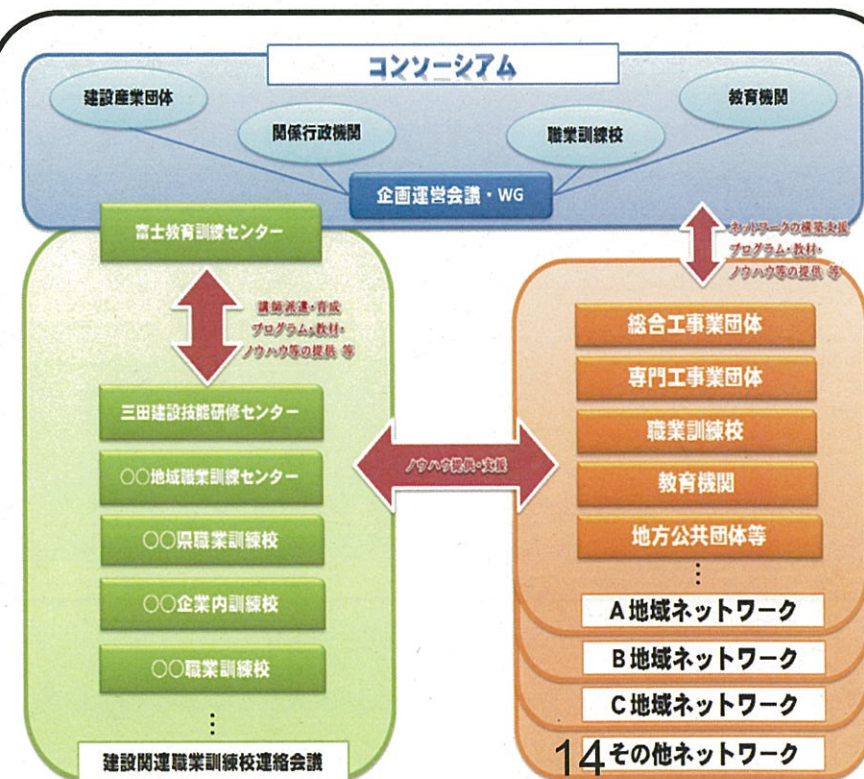
富士教育訓練センターを中核とする各地域の職業訓練校間の情報交換、相互協力、その他共同事業の展開等を推進

・各地域の職業訓練校で行っている講座等のDBを構築

・各地域の職業訓練校間の情報交換や相互協力を行うための「建設関連職業訓練校連絡会議」の立ち上げ【12月10日に第1回会合を開催】

建設産業担い手確保・育成コンソーシアム

10月29日に「第1回企画運営会議」を開催し、当面の活動方針として、「建設産業担い手確保・育成アクションプログラム（第1版）」を決定。



未就職者、若年労働者、教員、保護者等への働きかけ

建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置

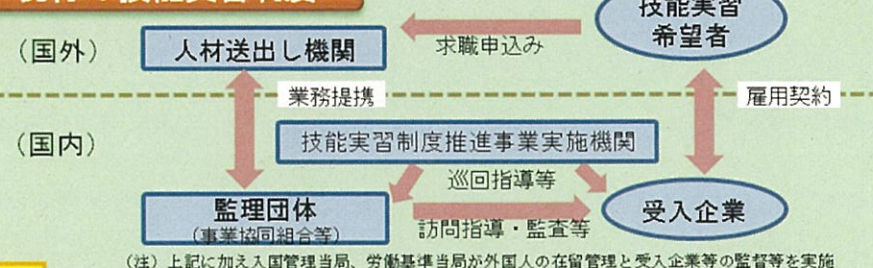
建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置
(平成26年4月4日関係閣僚会議とりまとめ)より抜粋

- 復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため必要となる技能労働者については、まずは、就労環境の改善、教育訓練の充実強化等によって、離職者の再入職や高齢層の踏み止まりなどにより、国内での確保に最大限努めることが基本。
- その上で、当面の一時的な建設需要の増大への緊急かつ時限的措置(2020年度で終了)として、国内での人材確保・育成と併せて、即戦力となり得る外国人材(技能実習修了者)の活用促進を図り、大会の成功に万全を期する。

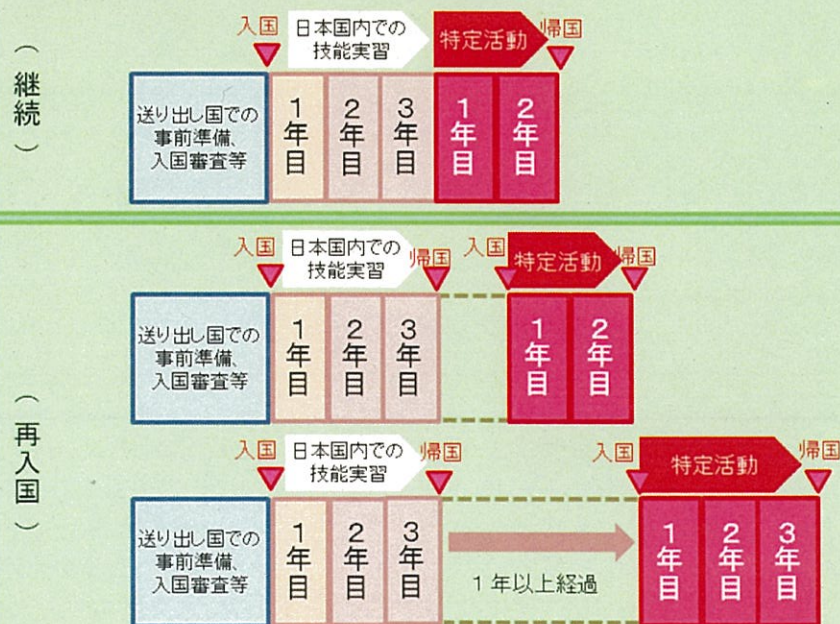
技能実習の流れ



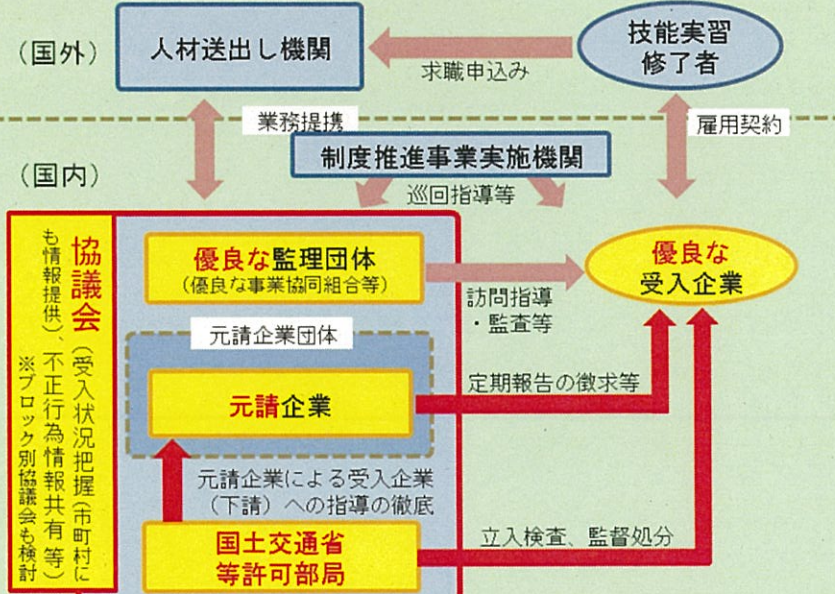
現行の技能実習制度



新たな外国人材活用の流れ



新たな特別の監理体制 (本図は再入国の場合)



(注) 上記に加え入国管理局、労働基準当局が外国人の在留管理や受入企業等の監督等を実施

平成26年

- 4月4日 関係閣僚会議（第2回）
緊急措置のとりまとめ
- 4月4日 経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議
緊急措置の報告
- 6月24日 「日本再興戦略」改訂2014 の閣議決定
- 8月13日 「外国人建設就労者受入事業に関する告示」の公示
- 11月11日 「外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン」
の公表

平成27年 1 月 優良な監理団体等の認定事務の開始

平成27年 4 月 本措置の対象となる外国人材の受入れ開始